様式９-２（例）

○○共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会発注の『**物品購買「夜間作業用ビブス・レインコート・レインウェアの購入」』**（以下「当該事業」という。）

二　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○事業共同企業体（以下「当企業体」という。）と称するものとする。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置くものとする。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は令和　　年　　月　　日に成立し、当該事業の最終契約の履行後６ケ月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該事業に関する契約を請け負うことができなかったときは、当企業体は当該事業にかかる基本協定が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、当該事業に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、見積、入札、業務委託契約の締結、請負代金の請求及び受領を行う権限、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　当企業体の各構成員の出資の割合は次のとおりとする。

○　○　　　　　　　　　　　％

×　×　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を考慮のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該事業の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該事業の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、当該事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、当該事業終了後決算をするものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできないものとする。

（事業途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当該事業を完成する日までは脱退することができないものとする。

２　構成員のうち当該事業中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該事業を完成するものとする。

３　脱退した構成員の出資金の返還は決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

４　決算の結果利益を生じた場合には、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

（構成員の除名）

第16条の２ 当企業体は、構成員のうちいずれかが、当該事業中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条２項から第４項までを準用するものとする。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが当該事業中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第４項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更)

第17条の２ 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなっ た場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○及び××は、上記のとおり○○放送事業共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者名（支店長名）　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号又は名称

代表者名（支店長名）　　　　　　　　　　　　　印

（共同企業体の構成員が受任者の場合に必要）

**委 任 状**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

所在地

商号又は名称　　　○○　株式会社

代表者名　　　代表取締役　△　△　△　△　（実印）

　私儀　下記の者を代理人と定め、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会発注の『物品購買「夜間作業用ビブス・レインコート・レインウェアの購入」』に関し、次の権限を委任します。

受　任　者

所在地

商号又は名称　　○○株式会社　△△支店

役職氏名　　△△支店長　□□　□□

委任事項

　　　１．共同企業体結成に関する一切の件

（注意事項）

共同企業体の構成員が法人代表者の場合は、作成不要です。